

指定管理者

シダックス大新東ヒューマンサービス(株)

さくら市喜連川児童センター

TEL 028(678)2651

喜連川小放課後児童クラブについて

喜連川小放課後児童クラブでは、さくら市の委託を受け、保護者等の就労のため、下校して家に帰っても、留守家庭になってしまう児童の育成支援を目的とした事業を展開しております。

1 対象児童及び入会申し込み期間

- ①当該年度において喜連川小学校 1 年生～ 6 年生の児童
- ②保護者及び同居家族の就労等により、放課後に家庭での養育が受けられない児童
- ③入会申し込みは 1 0 月 1 日～ 1 0 月 3 1 日まで、児童センター事務室にて受付

2 開設日

当該年度 4 月 1 日～翌年 3 月 3 1 日の平日 下校時から

- ・日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)は開設しません。
- ・土曜日、春休み、夏休み、秋休み、冬休み、運動会の振替日およびその他の休業日
臨時の休校日は、一日単位で開設します。

(※土曜日・運動会の振替日・臨時の休校日に利用する場合は、一日利用となるため別途加算料金がかかります)

3 放課後児童クラブ開設時間

平日は、下校時～午後 6 時 3 0 分までの間となります。

土曜日や長期休業日などは、午前 8 時～午後 6 時 30 分までの間となります。

- ・延長利用申請により、利用時間を午前 7 時 3 0 分～ 8 時、午後 6 時 3 0 分～午後 7 時 3 0 分まで延長することもできます。

4 保育の内容

放課後児童クラブでは、主に児童の遊び(外遊び・図画工作)等を通して、集団生活の中で児童の健全育成を図ることを目的としています。学習のための時間(自主学習時間)を設けますが、支援員が学習指導を行うことはしません。また、おやつの提供があります。

5 送迎

児童の送迎は、必ず保護者・近親者または保護者の指定した成人が行ってください。

6 クラブ利用料

一人 月額 7, 0 0 0 円 (利用料は、基本的には口座振替で納入していただきます。)

- ・毎月 5 日(土・日・祝日の場合は翌日)に足利銀行の指定口座から振替になります。

5日に引落しが出来なかった場合は12日に再度引落しいたします。

- ・毎回土曜日を利用する場合は、一日保育のため2,000円が月額に加算されます。
(平日利用登録児童が一時的に土曜日を利用の場合は、一日利用となるため加算料金として一回につき700円を別途いただきます。)
- ・やむを得ない都合で利用時間外の午後6時30分～午後7時30分までの時間を利用した場合は、**有料延長利用として30分ごとに300円を別途いただきます。**
- ・夏休み期間を通して利用する場合の利用料は、市の規定に準じます。
- ・利用料減免申請書の提出により、該当する場合は月額料金が減額されます。
- ・当該月の利用が開始されてからの利用中止等態様の変更に際しては、市の条例により当該月の利用料金の還付は、原則できません。

7 利用にあたって提出する書類 <必須：①・②或いは③・④・⑥>

①利用許可申請書

②就労証明書（65歳以上を除き、同居家族で就労している方**全員**のもの）

③自営等申告書

（自営の方、もしくは**疾病・出産・介護**等のため児童の面倒を見られない場合）

④児童在籍簿

⑤延長利用申請書（延長利用を利用したい方）

⑥放課後児童クラブ自主申告書

⑦利用料減免申請書（※生活保護法による被保護世帯およびひとり親家庭医療費助成が適用になる家庭の方が対象。生活保護受領証・ひとり親医療費受給資格者証の写しが必要です。）

※前年度に通年利用のない方の申し込みは、児童センター事務室で受付いたします。

8 休会及び退会

放課後児童クラブを休会・退会する場合は、前月までに**各届け**を提出していただきます。

※2か月を超える休会となった場合は、退会となります。

9 一時的な利用について

- ・通常利用をご利用できない方で、所用等で一時的に家庭が留守になる場合には、放課後児童クラブを利用することが出来ます。(さくら市一時保育要領による)
- ・利用料は、**平日一回の利用につき500円**となります。また、一日利用となる土曜日及び休業日等に利用する場合は、**1,200円**となります。
- ・利用回数は原則として**月5回以内**で、利用にあたっては事前に申請が必要となります。

10 その他

- ・家庭状況の変化や児童が集団生活に著しく支障をきたす行為を繰り返す場合などは、保護者と相談の上で利用をお断りする場合があります。
- ・詳細については、『さくら市放課後児童クラブ利用上の注意事項』をご確認ください。